



平成 28 年 1 月 22 日

各 位

会 社 名 株式会社キューソー流通システム
代 表 者 代表取締役社長 西尾 秀明
コード番号 9 3 6 9 東 証 第 一 部
問 合 せ 先 取締役執行役員管理本部長 笹島 朋有
(TEL. 0 4 2 - 4 4 1 - 0 7 1 1)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 1 月 22 日（金）開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 28 年 2 月 24 日開催予定の第 5 0 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款一部変更の理由

- (1) 今後の事業展開に対応するため、現行定款第 2 条（目的）の一部を変更するものがあります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）の施行に伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第30条(社外取締役との責任限定契約)及び第40条(社外監査役との責任限定契約)の一部を変更するものであります。
なお、第30条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) なお、定款の一部変更につきましては、平成28年2月24日開催予定の当社定時株主総会にて承認可決されることを条件といたします。

2. 定款一部変更の内容

変更の内容につきましては、次のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(目 的) 第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 倉庫業 2. 各種瓶缶詰類その他一般物品の包装、荷造ならびに配送等の引受業務 3. <u>第一種</u> 利用運送事業 4. ~15. (記載省略)	(目 的) 第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 倉庫業 2. 各種瓶缶詰類その他一般物品の包装、荷造ならびに配送等の引受業務 3. <u>貨物</u> 利用運送事業 4. ~15. (現行どおり)

<p>第3条～第29条 (条文省略)</p> <p>(<u>社外取締役との責任限定契約</u>)</p> <p>第30条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の責任について、<u>社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が規定する額を限度とする旨の契約を社外取締役と締結することができる。</u></p>	<p>第3条～第29条 (現行どおり)</p> <p>(<u>業務執行取締役等でない取締役との責任限定契約</u>)</p> <p>第30条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の責任について、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、<u>法令が定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>と締結することができる。</p>
<p>第31条～第39条 (条文省略)</p> <p>(<u>社外監査役との責任限定契約</u>)</p> <p>第40条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の責任について、<u>社外監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が規定する額を限度とする旨の契約を社外監査役と締結することができる。</u></p>	<p>第31条～第39条 (現行どおり)</p> <p>(<u>監査役との責任限定契約</u>)</p> <p>第40条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の責任について、<u>監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を監査役と締結することができる。</u></p>
<p>第41条～第46条 (条文省略)</p>	<p>第41条～第46条 (現行どおり)</p>

3. 日程

定時株主総会開催日：平成28年2月24日(水)

定款変更効力発生日：平成28年2月24日(水)

以 上